

広島市犯罪被害者等支援条例を 制定しました。

令和4年4月1日施行

犯罪被害に遭われた方やそのご家族等は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、周囲からの心ない誹謗中傷的な発言等により、二次的な心身の被害を受け、さらに傷つけられることもあります。

本市では、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、本条例を制定しました。

市民等や事業者の皆様は、本条例で定める基本理念やそれぞれの責務をご理解いただき、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。

基本理念(第3条)

- ① 犯罪被害者等の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
 - ② 犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて支援を適切に行います。
 - ③ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援を途切れることなく行います。
 - ④ 本市、市民等、事業者、関係機関等が相互に連携、協力して支援を推進します。
- ※裏面の「犯罪被害者等支援のためのしくみ」をご参照ください。

責 務(第4条～第6条)

市の責務…基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定、実施します。
(第4条)

市民等の責務…基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- (第5条)
- 犯罪被害者等が置かれている状況や地域で支えることの必要性の理解
 - 二次的被害や犯罪被害者等を地域社会で孤立させないことへの配慮
 - 本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力

事業者の責務…基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- (第6条)
- 二次的被害への配慮
 - 本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力
 - 犯罪被害者等の勤務への配慮